

第2期 河合町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2（2020）年3月

河合町 子育て支援課

目 次

1	計画の概要	2
2	計画の基本的な考え方	3
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	5
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	6
5	第2期計画での主な取組	10

1 計画の概要

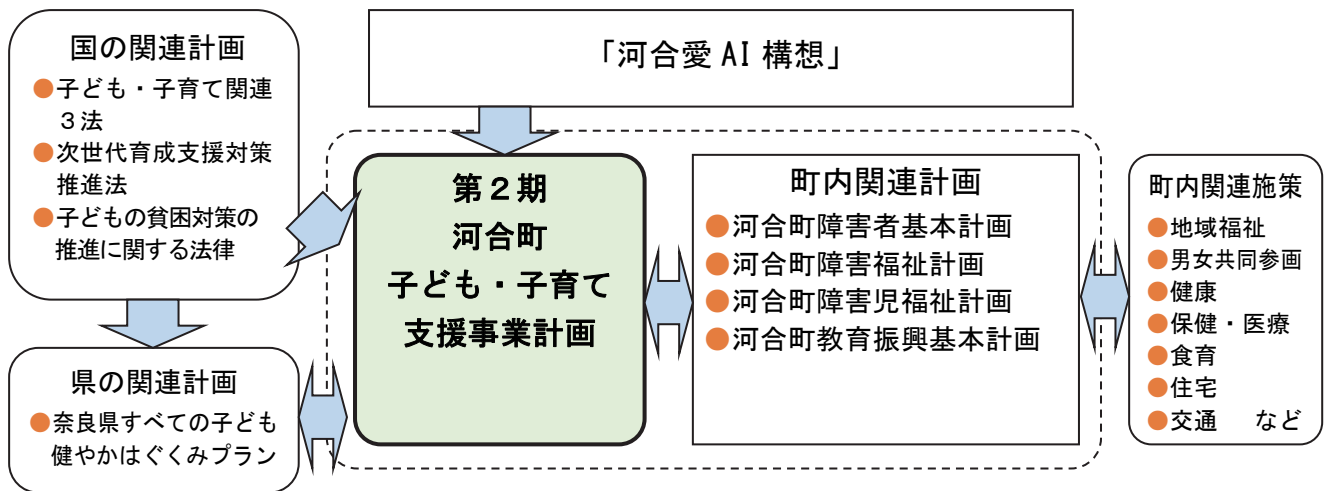
(1) 計画策定の背景と趣旨

河合町においては、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「河合町子ども・子育て支援事業計画」を5年間を一期として策定しました。

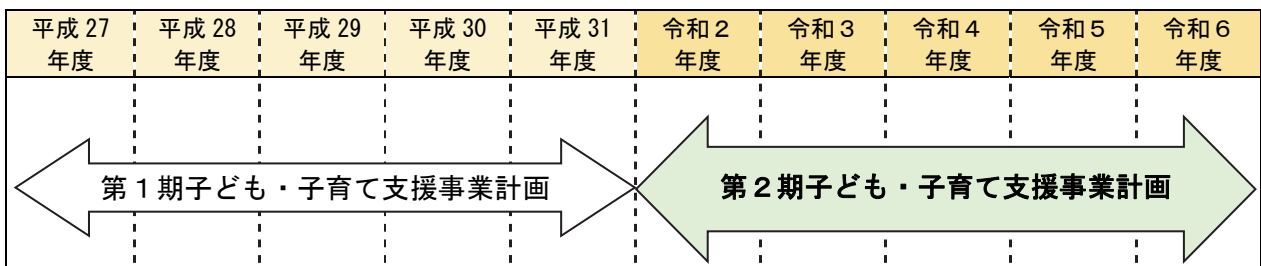
子ども・子育てに係る需要の見込み量の確保のための方策等を内容とする「子ども・子育て支援事業計画」下で、河合町は、さまざまな事業を実施してきました。令和2年度からは計画の第2期に移ることになります。この間の子育てをめぐる環境は、令和2年4月の開園準備を進めている町立認定こども園など、計画当初から大きく変化しています。第1期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえて審議を行い、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

全国では子どもの貧困が社会問題となっていることを考慮し、河合町における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画としても策定します。



(3) 計画の期間



第1期河合町子ども・子育て支援事業計画においては、河合町次世代育成支援後期行動計画を引き継ぎ、「計画の基本的な考え方」として、「基本理念」及び「基本的な視点」を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本的な考え方」は、河合町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、「第2期河合町子ども・子育て支援事業計画」においても、基本的にはこの理念を踏襲すべきものであると考えます。

ただし、河合町の子育て環境の変化、ニーズ調査の結果、第1期計画の成果と課題などを踏まえ、基本理念に基づく「基本目標」と「基本施策」、および具体的な取組内容という施策体系については、第1期計画を引き継ぎつつ、以下のような若干の修正を行うこととします。

① 子育て環境の多様化への対応

- 第1期計画期間の教育・保育事業のデータからは、子どもの貧困、児童虐待、障害のある子どもへの支援など、さまざまなリスクや生活不安の兆候がうかがえます。
- 基本施策7を「支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み」と変更して、特定のリスクに限定せず幅広く対応できる施策を推進します。
- また、第2期計画を子どもの貧困対策計画としても位置づけ、貧困問題への取組を追加します。

② 問題を発見・相談しやすい体制の構築

- ニーズ調査や第1期計画の実績からは、支援の必要な子どもや家庭が、必ずしも相談につながっていない現状がみられます。
- 子育て世代包括支援センターの開設など、利用しやすく、支援につながりやすい相談体制を構築する施策の充実に努めます。

③ 仕事と子育ての両立へのさらなる支援

- 統計データやニーズ調査からは、女性の就労が増え、保育ニーズが高まることが予測されます。
- 町立認定こども園の開園など、保育の需要に対応し、保護者の負担を和らげる施策を充実します。

(1) 基本理念

子どもが輝き みんなの心を結ぶまち

(2) 基本的な視点

① 子どもの視点

国連で採択された「子どもの権利条約」を守り、子どもの様々な権利を擁護することが求められており、本計画においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重します。

② 子育てに取り組む保護者の視点

親などの保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識とともに、子育ての喜びを実感できるような取り組みを進めます。

③ 地域ぐるみの視点

国や県、市町村はもとより、企業や地域を含めた社会全体で、次世代を担う子どもたちの育成支援の取り組みを進めます。

(3) 施策体系

基本目標	基本施策	取組内容
<p>1. 子どもを安心して産み育てることができるまち</p>	<p>(1) 地域における子育て支援</p>	<p>① 地域における子育て支援の充実</p> <p>② 保育サービスの充実</p> <p>③ 子育て支援のネットワークづくり</p>
	<p>(2) 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進</p>	<p>① 子どもや母親の健康の確保</p> <p>② 「食育」の推進</p> <p>③ 思春期保健対策の充実</p> <p>④ 小児医療等の充実</p>
	<p>(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p>	<p>① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p> <p>② 仕事と子育ての両立の支援</p>
<p>2. 心身ともに健やかな子どもの成長を支えるまち</p>	<p>(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>② 家庭や地域の教育力の向上</p>
<p>3. すべての子どもが尊重され、安全で住みよいまち</p>	<p>(5) 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<p>① 良好な住宅の確保</p> <p>② 安全な道路交通環境の整備</p> <p>③ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>④ 安全・安心のまちづくり等の推進</p>
	<p>(6) 子ども等の安全の確保</p>	<p>① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p>
	<p>(7) 支援の必要な子ども・子育て家庭へのきめ細やかな取り組み</p>	<p>① 子どもの貧困への対策</p> <p>② 児童虐待防止対策の充実</p> <p>③ 子どもの人権を尊重する環境づくり</p> <p>④ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進</p> <p>⑤ 障害児など特別な支援の必要な子どもへの施策の充実</p>

(1) 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

河合町の場合、小学校区2、中学校区2、保健センター区域1、行政区単位1となっており、保健センター区域及び行政区単位では区域設定は一つになります。

■ 区域設定

小学校区	中学校区	保健センター区域
河合町第一小学校	河合町第一中学校	河合町行政区単位 (教育・保育提供区域)
河合町第二小学校	河合町第二中学校	

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

提供体制確保の実施時期は、令和2年4月の町立認定こども園の開設を基準に設定します。

●本計画では、「量の見込み」に対する「確保の方策」を、ニーズ調査結果による推計値を参考に設定しますが、事業の実施にあたっては、常に実績を確認し、適切に補正しながら運用します。

【確保方策】本町では、第1期計画期間において、町立保育所（2か所）を統合するなど、分散していた施設を再編し、教育・保育一体化施設への移行を準備してきました。令和2年4月に幼保一体化施設を整備し、幼保一体型子ども園1園、私立保育所1園体制での受け皿を確保します。

単位：人

	令和2年度				令和3年度				
	1号	2号		3号	1号	2号		3号	
		幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外		
① 量の見込み	87	18	139	113	84	17	135	110	
② 確保方策	特定教育・保育施設	87	157		113	84	152		110
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号
	幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外			幼稚園の希望が強い	左記以外	
81	17	131	109	79	16	127	106	77	16	123	105
81	148		109	79	140		106	77	139		105
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

- 本計画では、「量の見込み」に対する「確保の方策」を、ニーズ調査結果による推計値を参考に設定しますが、事業の実施にあたっては、常に実績を確認し、適切に補正しながら運用します。

(1) 利用者支援

【概要】 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談等の支援を行います。

【実施方針】 身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、虐待などの予防的な効果も期待されることから、町内1か所に設置しています。

【確保方策】 町内1か所（町立認定こども園）を実施場所に位置づけます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（か所） 基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保方策（か所） 母子保健型					

(2) 時間外保育事業

【概要】 保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針】 見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】 町内2か所のかがやきの森こども園、西大和保育園において時間外保育を提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	135	131	128	125	122
②確保方策（人）	135	131	128	125	122
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

【実施方針】 見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】 各小学校（第一小学校、第二小学校）で実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 低学年	157	149	142	134	127
①量の見込み（人） 高学年	125	119	113	107	102
①量の見込み（人） 計	282	262	255	241	229
②確保方策（人） 低学年	157	149	142	134	127
②確保方策（人） 高学年	125	119	113	107	102
②確保方策（人） 計	282	262	255	241	229
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】 保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】 ニーズ調査結果ではニーズはありませんでした。今後、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】 今回の調査ではニーズはありませんでしたが、引き続き町外施設への委託で確保します

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	0	0	0	0	0
②確保方策 (人日/年)	0	0	0	0	0
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(5) 地域子育て支援拠点事業

【概要】 核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】 現状の実施施設（地域子育て支援センター）において、ますます充実した活動が行われるよう体制の充実を図ります。「つどいの広場事業」等の機能について、新設する町立認定こども園での実施と合わせて、適切に再編します。

【確保方策】 地域子育て支援センターで行っていた「つどいの広場事業」等を、町立認定こども園で実施し、利用の推進を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	881	857	845	833	821
②確保方策 (人日/年)	881	857	845	833	821
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(6) 一時預かり事業

【概要】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かる事業です。

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

【確保方策】 認定こども園で、在園児を対象とした一時預かり事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日/年) 1号認定	1,224	1,184	1,150	1,120	1,086
①量の見込み(人日/年) 2号認定による利用	4,570	4,423	4,294	4,183	4,054
②確保方策(人日/年) 1号認定	1,224	1,184	1,150	1,120	1,086
②確保方策(人日/年) 2号認定による利用	4,570	4,423	4,294	4,183	4,054
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(7) 一時預かり事業（在園時対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】 保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除くが想定されています）。

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備・検討します。

【確保方策】 町内1か所での実施を検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日／年） 保育園等の一時預かり	1,083	1,054	1,040	1,025	1,011
②確保方策（人日／年） 保育園等の一時預かり	1,083	1,054	1,040	1,025	1,011
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】 子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】 ニーズに対応するため、町外施設へ委託するとともに、緊急時に対応できるよう地域の活力を生かした支え合いの体制づくりを検討します。

【確保方策】 病児保育事業は町外施設委託。子育て援助活動支援事業は町外施設委託及び地域支え合い事業を検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （人日／年）	10	10	10	10	10
②確保方策 （人日／年）	10	10	10	10	10
実施か所数（か所）	1	1	1	1	1

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

【概要】 育児等へのサポートを依頼したい会員に対して、世話したい子育て経験者等の会員が、有料でサポートを提供するものです。（ファミリー・サポート・センター）

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる民間の提供体制を整備・検討します。

【確保方策】 近隣地域の民間活力も検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日／年） 低学年	100	90	80	70	60
①量の見込み（人日／年） 高学年	10	10	10	10	10
①量の見込み（人日／年） 他のサービス等で 対応できない量	34	33	31	30	28
②確保方策（人日／年） 計	55	53	50	48	45
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

(10) 妊婦に対する健康診査

【概要】 妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。（現在健診時費用の一部助成を行っています）

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。（0歳児の推計より抽出）

【確保方策】 医療施設との連携など、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 0歳児推計	65	63	63	61	61
①量の見込み（回） 健診助成回数	910	882	882	854	854
②確保方策	県内・県外の妊婦の希望する施設で対応				

※健診助成回数（一人あたり14回）

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握など必要なサービスを行う事業です。

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】 第1子も含めすべての乳児のいる家庭を対象に実施していきます。養育支援が必要と思われる家庭については、養育支援訪問事業で継続的な支援を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） 0歳児推計	65	63	63	61	61
②確保方策	民生委員児童委員による訪問で対応				

(12) 乳幼児訪問指導

【概要】 母子保健法に基づき、乳幼児のいる家庭を対象として、必要な訪問指導を行います。

【確保方策】 ●地区担当の保健師による訪問で対応。

●助産師によるヘルスビジター（研修を受けた専門家による訪問）も検討します。

(13) 養育支援訪問事業

【概要】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施方針】 見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】 養育支援が必要な家庭に対して、保育士や栄養士、ヘルパー等を派遣し、家事援助を含めた養育支援事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （人日／年）	5	5	5	5	5
②確保方策 （人日／年）	5	5	5	5	5

(14) 産後ケア事業

【概要】助産所や対象者の居宅において、助産師等が中心となり、母子に対して母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児を支援することを目的とします。

【実施方針】見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保方策】●出産後の心身ともに不安定な時期に必要な母子への心身のケアや育児のサポートを行います。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】教育・保育認定保護者及び、施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

【実施方針】●福祉と教育委員会の両方に関わる事業です。

●新制度における利用料は無償となりましたが、日用品・文房具等に関しては実費徴収となるため、低所得者の負担軽減策として令和元年から実施しています。

●幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より実施しています。今後も低所得等を対象に、副食費に係る補足給付を行います。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】●民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討します。

5 第2期計画での主な取組

(1) 町立認定こども園の開園

- 令和2年4月より、河合町幼保連携型認定こども園「かがやきの森こども園」を開園します。
- 乳幼児期の教育及び保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることを踏まえ、質の高い教育及び保育並びに子育て支援を行い、子どもの最善の利益を追求しながら、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努め、子ども自身で考え主体的に未来を創り出す力の基礎を培う教育・保育を提供します。

① 教育・保育目標

「様々な心揺さぶられる感動体験をする中で、自分らしく輝き、豊かな心と生きぬく力の基礎を育む」

② 実施する主なサービス

- 教育・保育（1号認定、2号・3号認定）
- 預かり保育（1号認定）
- 早朝・延長保育・土曜保育（2号・3号認定）
- 子育て支援事業：一時預かり事業（一般型）、地域子育て支援拠点事業（つどいのひろば）、体験保育
- 子育て支援センター

(2) 子育て世代包括支援センターの開設

- 第2期計画を開始する令和2年度から、子育て世代の相談・支援を年齢ごとの各ステージにおいて切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターを開設します。
- 河合町では、従来から、妊娠・出産・育児などの母子保健と子育て支援の両面から多様な支援の充実に努めてきたところですが、核家族化や地域の繋がりの希薄化、また、支援側の連携が不十分で妊娠初期から子育て期において、支援やサービスの情報や助言が子育て家庭に十分に行き届いていないという課題もあり、新たに妊娠期から子育て期の不安や悩みを気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター」を開設することになりました。

① 子ども家庭総合支援拠点との連携

- 子ども家庭総合支援拠点とは、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に関わる業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業の強化を図る機関です。
- よって、要保護児童対策地域協議会において把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援を提供し、子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげるために、要保護児童対策地域協議会と連携して、一体的に支援を実施します。また、子育てに係る各課に包括支援員を設置（任命）し情報連携を横断的に実施します。

(3) 産後ケア事業の実施

- 出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。
- 育児や家事をするのが精神的・肉体的な不安などで困難な時期に、訪問等による支援を提供することを検討します。

① 主な提供サービス

- ショートステイ ● デイケア
- 子育てヘルパーの訪問（「子育て包括支援センター」事業が軌道に乗った後、必要な支援の情報の共有に基づいて進めることを検討）

② 検討する主な家事支援等のサービス

- 食事の調理・後片付け等の補助 ● 掃除・整理整頓
- 保育所・幼稚園等の送迎

(4) 学童保育時間の延長

- ニーズ調査結果では、女性の就労の増加などを反映して、小学生の日中を過ごす居場所づくりの要望が出ています。
- 学童保育所（放課後児童クラブ）の受け入れ時間を延長し、需要の伸びに対応します。

第2期 河合町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月 令和2年(2020年)3月

発行 河合町

企画/編集 子育て支援課

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

TEL: 074-57-0200 (代表) <http://www.town.kawai.nara.jp/>

